

帝銀事件と陸軍登戸研究所 -検査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2019-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20486

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録 記念講演会 帝銀事件と陸軍登戸研究所—捜査手記から明らかになる旧日本陸 軍の毒物研究—

山田 朗
明治大学平和教育登戸研究所資料館長

〈 〉内は『甲斐捜査手記』など資料からの引用を示します

[] 内は資料館補足

はじめに

今日のお話の目的は4つございます。

第1は、帝銀事件とは毒物を使った銀行強盗殺人事件であり、核心である毒物がいったい何であったのかということ。これは非常に重要であり、事件の捜査、裁判を左右する非常に大きな問題でした。この毒物の面から当時捜査陣がどういう捜査をしていたのか明らかにしたいと思います。

第2は、この帝銀事件の捜査、これは警視庁が捜査をしたのですが、いったい捜査陣はなにを掴んでいたのかということ。後でお話ししますが、陸軍の毒物あるいは化学兵器、生物兵器を扱う部隊について、警視庁はどれくらいのことを掴んでいたのか、これは非常に重要なことです。これを明らかにしていきます。

第3は、登戸研究所とこの事件との関わりです。つまり、使われた毒物の有力候補として「青酸ニトリール」（アセトンシアヒドリン）というものがあるのですが、それを開発したのが登戸研究所です。暗殺用毒物としてそれを開発しました。そして毒物の専門家が登戸研究所にはいた。その登戸の専門研究者たちの証言が、捜査あるいは裁判に非常に大きな影響を与えています。そのあたりについてお話しします。

そして第4は、帝銀事件と当時の占領政策の転換についてです。帝銀事件は平沢貞通という画家が容疑者として逮捕され、裁判の過程でも一貫して平沢さんが犯人であるということで死刑判決が出て、それが最高裁で確定します。しかし帝銀事件というのは、平沢さんがお亡くなりになった今日に至るまで、まだ完結していないのです。現在第20次再審請求が行われており、その真相が一体何であったのかということが争われている事件です。帝銀事件が起きた1948

(昭和 23) 年というのは、占領政策が大きく転換した時期であり、帝銀事件の捜査の裏側でいったい何が起きていたのか、GHQ と旧日本軍の軍人たちがどのような関係にあったのかということについて、まとめてみたいと思います。

帝銀事件が発生したのは 1948 (昭和 23) 年の 1 月 26 日です。ですから、もう間もなく 71 年目を迎えるという事ですね。当時、映画館で上映された『日本ニュース』というのがありまして、帝銀事件については、1948 年 2 月 3 日付の『日本ニュース』第 108 号で第 1 報「銀行毒殺事件」が放映されました。まずは、それを見ていただきたいと思います。〔ニュース映画上映〕

こんなニュースが上映されました。事件が起きたのは今のニュース映像の中にあった通り、帝国銀行椎名町支店です。池袋からちょっと行ったところですね。

1. 帝銀事件の発生と初動捜査

(1) 事件の発生

1948 年 1 月 26 日午後 3 時すぎ、帝国銀行椎名町支店に腕章を付けた中年男性が来訪して、名刺を差し出しました。この名刺には、名前が書いてあるわけですけれども、この名刺は犯人が逃走したときに回収したらしく、原物は残っておりませんので、何という名前の名刺だったのか分っておりません。当時支店長は病気で欠席していて、名刺を受取った責任者は支店長代理でした。

その男は「近くで集団赤痢が発生した。進駐軍が消毒する前に予防薬を飲んでもらいたい」「感染者の一人がこの銀行に来ている」と告げました。それでこれは大変だということで、予防薬なるものを行員と用務員一家——映像でも分かったと思いますが、この銀行の建物は現在の銀行とは全然違って、普通の家のようだ、元々質屋だった家を改造して銀行にしたもので、用務員さんなんかもいました——行員と用務員一家、8 歳の子供もいたのですが、16 名の人間に予防薬を飲ませ、うち 12 名が死亡したという事件です。そして現金 16 万円と小切手 1 枚を奪って逃走しました。小切手はどこで換金するかはわかつておりまして、安田銀行板橋支店ということはわかっていたので、もし警察が早く小切手の件を気が付いて、はっていれば場合によつては犯人を逮捕できたかもしれません。なぜならば、犯人は換金にやってきているのです。翌日ですね、1 月 27 日に、なんと犯人は大胆にも安田銀行板橋支店に現れまして、小切手を換金しているのです。ところがこの時点で捜査陣は小切手が盗まれたということにまだ気が付いておらず、結局手配することが出来なかったのです。今だったらちょっと考えられないような初動捜査でのミスが起きました。

初動捜査の対応はかなり混乱をしておりまして、最初は殺人事件であるとほとんどの人が考えず、もだえ苦しむ人が銀行から飛び出てきたということで、集団食中毒だと思ったのです。警察官も集団食中毒が起きたと思ってしまい、とにかく中に倒れている人を助け出そうとして、不特定多数の人がどたどたと現場に入って行って、踏み荒らしてしまった。だから犯人の足痕や指紋を探ろうとしても、不特定多数の人がどっと訪れたために、現場の保存が不徹底になってしまった。

それから、当初は警察官も集団食中毒だと誤断しまして、茶碗に残っていた毒物を厳密な方法ではなくて、そこらにあったありあわせの瓶をちょっと洗って、残った毒物をいれてしまつたのです。ところがその瓶は醤油の瓶だったらしく、毒物と化学反応を起こしてしまい、決定的な物証である毒物の現物が、消滅してしまいました。

ですから、その時に使われた毒物が正確に何であったのかということが分からないという非常にまずいことが起きました。それから先ほど言いました小切手の盗難が確認されたのは、換金された翌日（つまり 28 日）になってからで、堂々と小切手を換金に訪れた犯人を捕り押さえることに失敗したのです。

(2) 使用された特殊な毒物

生き残った人の証言から、使用されたのが非常に特殊な毒物であるということがわかりました。青酸化合物である事は解剖の結果などからも確かなのですが、飲ませ方が特異です。薬瓶から茶碗に、駒込型ピペットというもので少量ずついれています。これは、16名が飲んだのですが、12名が亡くなって、4名の生存者がいたのです。その生存者が証言をしていて、二つの薬、第一薬と第二薬にわけて飲ませています。犯人は、第一薬は歯のエナメル質を傷めるから、舌を出して一気に飲むようにと指導していました。そして、生存者の証言によると、犯人も第一薬を飲んでみせたと言うのです。ですから、それでみんな信用して飲むわけです。ところが第一薬を飲むと、生存者の証言によると、強いウイスキーを飲んだような、喉が焼けるような感覚になった。その後で注がれた第二薬を飲むと、その直後に次々と倒れたり意識を失ったりで、第一薬を飲んでから効き目が表れるまで2分、長い人だと5分程の時間があります。

現場で11名、病院で1名が死亡し、助かったのは4名だけでした。

この二つの毒薬を使い、それらを飲んでからちょっと時間が経って効いてくるというのが、特徴です。

第一薬、最初に飲んだものだけで毒性が完成するのか、第二薬を飲んで完成するのかでは、毒物の性格は全く異なります。第一薬だけで毒物が完成するのであれば、犯人が飲んで見せたのはいったい何なのか、ということです。犯人はもちろん死んでいない訳ですから。トリックなのか演技なのかという、あとでヒントになる事が出てきます。飲み込んでから効果が現れる

まで2分から5分ほどかかっている、ですから「やや」遅効性。毒物でいう遅効性とは、本当は蓄積していって、何日あるいは何ヶ月もかかって効いてくるものを遅効性というのだそうですが、単純な即効性のものではないということです。飲んでもすぐ死くなってしまうのではなく、少し間が空くということです。これが帝銀事件で使われた毒物の特徴です。

(3) 初期捜査の重点

① 犯人像

『甲斐捜査手記』によると、事件直後、日付がちょっとはっきりしないのですが、事件が起こった当日あるいは翌日に捜査会議がありまして、その時に刑事たちが犯人像について意見を述べています。

- ・物取り目的

まさにそうですね、現金を奪っている。しかも計画的強盗殺人。通りすがりに思いついでいる犯行ではない。毒物を用意しなければならないわけですから。

- ・進駐軍出入りの者

なぜならば、GHQが消毒にやってきているということ。それから、やってきている消毒班の責任者は、ナントカ中尉であるという実在の人物の名前を出している。ですから進駐軍と関係のあるものだと。

- ・衛生防疫関係者（インテリ風、薬品・医学に知識あり）

非常に手慣れた手つきで駒込型ピペットで薬剤を分けていく。素人がやろうとしても簡単にはいきません。

- ・共犯者（黒幕）

共犯者・黒幕が必ずいるはずだと刑事たちはみています。単独で出来る犯行ではないというのが、この時の刑事たちの、まあ最初ですから直感に近いものですけれども、長年捜査をしてきた捜査一課の刑事たちはこんな風に見た。

- ・詐欺的手腕のある者（しかも銀行の内部事情に詳しい前科があるもの）

前科があるだろうということで、類似事件がないか調べます。実は類似事件が未遂事件として2件あったのです。それは一つポイントになります。

- ・体格と特徴

年齢44～45歳。身長5尺2寸〔158cm〕くらい。好男子。生存者たちの証言によると、こういう表現をつかっている。落ち着いた人格者。物腰柔らかで、非常に喋りも落ち着いている。今から人を殺そうっていう人が落ち着き払っているというのは不気味ですけれども。それから白髪がある。好男子や人格者であるというのは主観的ですが、身長や年齢・白髪というのはある程度客観的な証拠です。だから捜査をするときに年齢、つまり非常に若い、非常に年取って

いるという人は捜査対象から除外されます。白髪っていうのは……どうなんでしょうか。染めるっていうことが当然できますので、何とも言えないのですが、身長だけはこれはごまかすことができないですね。だからこれはかなり有力な証拠となります。

② 2つの未遂事件の存在

調査の結果、2件の未遂事件が判明しました。これらの事件は共に人的・物的被害が無かつたため、事件として警察は扱っておらず、何かおかしな事件が起きたということで、ただ記録に留めていただけだったのです。1件目は、前年の1947年10月14日、安田銀行荏原支店において、やはり名刺を差し出した人物が赤痢か何かの予防薬を飲でくれと訪れた。この時は犠牲者も金銭的被害もありませんでしたが、特徴的なのは渡した名刺が「松井蔚」という名刺で、「蔚」という字が難しいですが、これは実在の人物だったのです。本当の犯人が自分の名刺を使うわけがないので、「松井蔚」という人から名刺をもらった人がやったのではないかと警視庁は考えたわけです。2件目は、帝銀事件の一週間前、1948年1月19日に三菱銀行中井支店において、同じような事件が起こりました。「山口二郎」という名刺が残されましたが、これは架空の人物でした。この時も犠牲者、金銭的被害はありませんでした。しかし、これら2件は帝銀事件に非常によく似ているのです。

つまり、帝銀事件と未遂事件の類似点というのは、閉店直後の犯行であり、集団疫病の発生を理由にあげ、進駐軍の消毒班の存在を指摘し、予防薬を飲ませようとした。しかも、二種類の薬剤、飲み方を指導したという点でも酷似している。ですから、まず同一人物がやったとみて、まず間違いはないのですが、人物像も類似しているとされました。ですから、後に平沢貞通さんが逮捕されて起訴されるのですけれども、帝銀事件、未遂事件併せて3件で起訴されています。

2. 捜査の進展、毒物の追求

(1) 『甲斐捜査手記』の存在

① 帝銀事件の捜査陣

捜査の進展ということで言えば、今回の企画展のポイントであります『甲斐捜査手記』というものがあります。帝銀事件の捜査陣は、当然警視庁なんですけれども、藤田刑事部長が陣頭指揮をしておりまして、捜査一課、殺人事件は捜査一課が担当なんですね。ところが、当時の捜査一課の陣容では間に合わないということで、経済犯なんかを追う捜査二課もこの捜査に加わっています。捜査一課は毒物班、名刺班、あるいはその他というのは「地取り班」といって、

犯人が現れたと思われるところを、徹底的に聞き込みをしていくというのが「地取り班」。そういうのが捜査一課の担当。名刺班は残された名刺を手がかりに捜査を進めました。さっきの松井名刺。あれは実在の人物の名刺ですね。松井名刺は松井蔚という人が誰かに配った名刺です。松井蔚という人は、誰にいつ・どこで名刺を配ったかというのをメモしていた。いつ誰に渡したかということを記録にとっていたのです。ですから、それでかなり追えたのです。これは後でまたお話しします。

捜査二課は秘密捜査班。藤田部長からの特命で、まさに毒物関係で怪しい人物を徹底的に追っていくという班でした。

容疑者の取り調べは、刑事ではなく直接検察が担当しました。後に出てくる高木検事がこの事件の捜査の中で非常に重要な役割を果たします。



第1図『甲斐捜査手記』
(帝銀事件再審弁護団所蔵)

② 警視庁捜査一課係長・甲斐文助

捜査一課の係長であった甲斐文助さんは、捜査本部で捜査情報を集約していました。刑事ドラマなんかで、聞き込みを行っていた刑事が、捜査本部でこんなことがわかったと発表するシーンがよくありますね。捜査本部で記録をとっていたのがこの甲斐係長です。ですから、捜査本部に集められた情報が基本的には全部記録されています。1948年1月26日

の事件発生日から10月8日まで、257日間を全12巻にわたっての捜査手記として残しています。こんな感じですね（第1図）。これは全部ではありません。その一部です。日を追って、わら半紙みたいなものを綴じたもので、現在原物を資料館で展示をしています。一般の目に触れるところに出たのは今回が初めてです。そういう原物は傷んでいて、手に取ってみるという事はもうできません。

(2) 『甲斐捜査手記』から読み取れること

① 松井蔚

松井蔚という名刺をあたっていきますと、松井蔚自身がちょっと怪しいということがわかります。戦時中、松井は、南方軍防疫給水部、9420部隊というところにいて、ジャワ（インドネシア）で原住民多数を毒殺した疑いが出てきます。そういうことを捜査員に証言する人

がいたのです。実際に松井さんは警視庁の調べに対して、破傷風の予防薬と間違えて、毒物を注射したのだと言っているのですが、そんなことがありえるのかということですね。これは当時、別の証言者によれば、抗日運動をやっている現地住民をやっつけるために、毒殺などが行われていたということが捜査の中でも証言されています。そういう工作にも関わった人だということです。

防疫給水部の元締めはどこなのかというと、陸軍軍医学校防疫研究室というところが新宿にある。ここを頂点として各地に防疫給水部がある。有名なのは、関東軍731部隊、石井部隊ですね。それから北支那方面軍にも北京に1855部隊、中支那方面軍にも南京に1644部隊、それから、関東軍には731部隊以外に軍馬防疫廠という、軍馬に関する病気の研究、あるいは相手の国の軍馬を殺すための細菌戦を準備していた100部隊というのがある。次々にこの防疫給水部関係の存在が明らかになってくる。

まず捜査陣は防疫給水部関係者が怪しいのではないかと聞き込みをやっていきます。そうすると、これは『甲斐捜査手記』に挟まれていたリストですが（第2図）、陸軍の様々な組織、怪しいと思われる組織がズラッと書かれています。で、○印がついているところが特に重要なところですね。○印がついているところをアップにしますと、習志野学校、これは毒ガス戦の教育をやっていたところです。それから憲兵隊。南方軍防疫給水部、さっきの松井さんがいたところですね。1644部隊、これは南京にあった防疫給水部です。731部隊。こういうところを掴んでいて、さらに陸軍技術本部の下にある研究所で、第六研究所、六研、これは毒ガスの研究をやっていたところ。一番端に第九研究所、これは登戸研究所のことです。ですから、捜査陣は当初からこういうところが非常に怪しいと睨んでいたということですね。

② 捜査対象機関の拡大

捜査対象は防疫給水部以外にも拡大しました。習志野学校、ここでは毒ガス防護訓練マニュアル「体験要領」というものを作っていました、そこに書かれていたのは実に驚くべきことで、単に防護手段だけでなく、毒物による殺害方法も記されており、そこでは第一薬と第二薬を使い、飲んで手本を見せる方法が記入されていたのです。これまさに帝銀事件、あるいは未遂事件と同じやり



第2図 「秘」捜査一覧表

『甲斐捜査手記』別巻より。(帝銀事件再審弁護団所蔵)

方です。そういうやり方で訓練していた。この習志野学校はそういう毒ガス・毒物戦の教育をやるところなんですかけれども、似たような部隊が満州にもありました。関東軍化学部、516部隊。それからここから派生した526部隊。それからそもそも毒ガスを研究している第六陸軍技術研究所、通称六研です。それから毒薬の解毒剤の研究をやっていた陸軍糧秣廠、普通、糧秣廠というものは人間が食べる食料と軍馬が食べる飼葉を扱うところなんですかけれども、そういうところでも解毒剤を研究していたのです。恐らく表向きは細菌戦が実施されて、軍馬がやられたときに使う解毒剤、あるいは人間がやられたときに使う解毒剤ということだったのでしょうか。ですから、どんどん捜査対象が広がっていく。そして、さらに広がって第九陸軍技術研究所、これが登戸研究所です。登研を探っていくと登研と関係あった機関として、陸軍憲兵学校、東京憲兵隊特設本部、新京特設憲兵本部、支那派遣軍南京野戰造兵廠、陸軍獸医学校、中野学校、軍医学校防疫研究室、1644部隊、731部隊、次から次へと陸軍の中の怪しげなネットワークが見えてくるのです。これらの諸機関に勤務経験のある者を警視庁は徹底的にリストアップをして、これは、人から人へ、ここにいた人はいないかということで、莘づる式にどんどん調べていく。これは凄いエネルギーです。そして年齢・身長・人相・白髪、こういうところで絞り込んでいって、年齢がとんでもなく若いとか、とんでもなく上だとか。身長がとんでもなく高いとかっていうのが除外されていく。意外に『甲斐捜査手記』を見ていると白髪が決め手になっていて、白髪がないから「この人はシロだ」というような記述が結構ある。本当にそれで大丈夫だったのかなという感じもするのですけれども。警視庁は3月中旬頃までに、旧日本陸軍の毒物関係諸機関、実施部隊の全容をほぼ把握しています。これは凄いことです。研究者が731部隊など関係諸機関の全容を解明したのは1980年代以降なのです。あるいはもっと後かもしれません。そういうことを考えると、警視庁の捜査陣というのは、大変なエネルギーを使って次々から次へと調べ上げた。これは民間人では絶対にできない調査です。当時ですから、さっきの松井蔚さんなんかもそうとう警察に脅されて、色々なことを喋っている。つまり「お前を犯人にしてやってもいいんだぞ」みたいなことですね。乱暴なやり方ですけれども。その代わりに喋れと脅してどんどん喋らせるというやり方です。

③ 軍関係者の絞り込み

捜査の中で軍関係者の絞り込みが行われます。3月下旬から、焦点になったのは六研、登戸研究所、516部隊、731部隊ですね。とにかくそこに勤めているということがわかったら一人一人白黒つけていく。あるいはつけられない、ちょっとグレーな人も当然いるわけです。

4月14日、捜査本部で意見聴取という、刑事が集まってこれまでの中間総括をやりました。33名の捜査員が意見を言うのですけれども、意見分布は、軍関係者が有力だと言ったのが33名中20名、軍だけとは限らないぞと言ったのは8名、ちょっとどういう意見かよくわからな

いのが5名です。しかし、ここで見てもやはり軍関係者が有力だと言うのは明らかですね。

実例を見てみると（巻末資料1）『甲斐捜査手記』の4月14日のところで、小林さんという刑事は、〈犯行の方法スパイの使用方法等から考えて軍関係 六, 九, 習校〉、習校とは習志野学校です。〈九研については多摩部隊〉、多摩部隊とは中国南京にあった1644部隊ですね、こと〈合わせてやりたい、さらにやりたい〉と言っています。それから〈特務機関員では毒物の知識はない 上級者は可、下級者では毒の性質は判らぬ〉と言うのです。だからこの小林刑事はその六研、九研、習志野学校、こういうところに絞ってやっていこうと言っています。そして坂田刑事は〈軍関係ありと思う 現場手口より見て度量の据った薬物と関係の深い人間で外地に關係ある部隊／之を掘り下げれば可〉と言っています。それから小川刑事は〈復員軍人の犯行と思う 九研をやっている〉これは登戸研究所ですね。〈九研の二科をやっている之を徹底したら四科〉、この登戸研究所の四科、これは実際の毒物などを使った兵器の量産をしていたところです。こういうところに注目をしていると。これはごく一部ですけれども。刑事にはそれを持ち場（重点的に捜査している対象）がありますので、それぞれ、ここが怪しい、ここが怪しいと言っていますけれども、かなり六研・九研関係はこのように具体的に怪しいと言われています。

ちょっと補足説明をしますと、登戸研究所の中で毒物をやっていたのは第二科というところで、1944年の時点では山田桜技術大佐、私とは関係ないのですけれども（笑）、この人が科長です。憲兵とかスパイの器材、毒薬や生物化学兵器の研究をやっていました。班別構成と役割分担は第一班、これは伴繁雄技術少佐が班長です。この人は第二科の中の一種のコーディネーターとして非常に重要な働きをしています。全体を監督するような立場だった。第二班は村上忠雄技術少佐が班長。毒物合成・え号剤。え号剤とは犬を迷わせる薬です。スパイが一番怖いのは犬に吠えられたり、追跡されたりすることです。そのため犬の嗅覚を一時的に麻痺させる薬を開発しました。今の資料館はこの二班と次に出てくる六班、七班が使っていた建物です。第三班は土方博技術少佐が班長で、この班が、毒物・謀略兵器ということで暗殺用の毒物をやっていたところです。四班、五班とあり、六班が対植物謀略兵器、枯葉剤みたいなもの。それから第七班が家畜を殺傷する生物兵器です。こういうようなことを第二科はやっていた。

実際に「アセトンシアンヒドリン」、これは「青酸ニトリール」の正式名称で、遅効性だが致死性の毒物、これは暗殺用の毒物として開発され、陸軍技術有功章を貰っています。これが賞状ですね（第3図）。篠田鎌所長の名前の次は伴繁雄さんです。第二科の、明らかに総括班長に当たる伴さんが、二人目に名前が記されている。これをよく見ますと、ちょっと見づらいのでアップにします、〈右は多年に亘り、特殊理化学資材を研究し〉、さすがに暗殺用毒物とは書けないですよね、こういう賞状に。実際に登研が開発した毒物を使って、実戦で戦果があつたということが分かったので表彰されたのです。



第3図 陸軍技術有功章 賞状
1943年4月14日発行。(当館所蔵)

は憲兵、中野学校。防疫給水部関係では731部隊、1644部隊、こういうところと協力関係にあつた。ですからまさに警視庁の捜査陣は、ほぼ当時の登戸研究所を中心とするネットワークの解明に成功していたということです。

④ 捜査の進展

捜査の進展ですけれども、毒物とその入手経路に関する情報がありました。4月21日から捜査員2名が伴繁雄さんにこの事情を聴きに行きます。伴さんは当時、長野県の伊那に住んでいて、同じく二科にいた北沢隆次さん、杉山圭一さんからも聴取をしています。伴さんは、ここで実に驚くべきことに、青酸ニトリールの開発のために、南京病院—これは1644部隊です—ここで人体実験をやったということを話しているのです。杉山さんも、青酸ニトリールの方が、〈やり良い〉と言っています(卷末資料3)。というのは、帝銀事件で使われたと報道されている青酸カリは暗殺用には使いにくく、青酸ニトリールの方が暗殺はやりやすいと語っている。みなさんのお手元にある資料2(卷末資料2)は、非常に長いのですが、非常に重要な資料なのであまりカットしないで載せておきました。重要なところを見ていきたいと思います。

小林さんと小川さんという刑事が出張しまして、4月26日の捜査本部で、長野での聴取内容を説明しています。「元陸軍技術中佐」と捜査手記には書いてあるのですけれども、伴さんは技術少佐です。〈43[歳]〉。必ず年齢、年齢は重要なポイントです。必ず人に話を聞くときは、記録に年齢が入っています。

続いてこのように伴さんは言っています〈[九研での] 毒物合成は個人謀略に用いる関係上死後原因が／一寸掴めぬような毒物を理想として研究し／中には成功したものもあった(青酸ニトリール)〉と、青酸ニトリールが非常に成功したものであると語っています。〈青酸ニトリールは／青酸と有機物の合成に／九研が特殊なものを加えて作った／服用後胃の中に入つてから

登戸研究所の元来の上部組織は陸軍科学研究所でして、のちにこの陸軍科学研究所と陸軍技術本部が統合して陸軍兵器行政本部というのができて、これが登戸研究所の行政上の上部組織になります。ただどのような兵器を作るかの命令は参謀本部第八課から出ています。

連携協力機関として、さっきから怪しいと名前が出ている六研、習志野学校なんかも入っています。あと

／三分から七、八分経つと／青酸が分離して人を殺す〉ということなのです。〈味は喉をやく／ような〉、さっき帝銀事件で使われた毒物について「強いウイスキーを飲んだような」というのがありましたけれども。〈喉をやく／のような刺激はあるが臭味／はない〉〈アンプルに入っている〉。

伴さんはこのように言っているのです。〈昭和十六年五月二十二日から人体実験をした／南京病院〉、これは1644部隊というのです。〈実験を始めた／始めは厭であったが慣れると一つの趣味になった／（自分の薬の効果を試すために）〉ということで、〈相手は／支那の捕虜を使って〉と書かれています。そして〈斯様にして呑ました〉と。紅茶の中に入れてとか、注射でやった場合はこのようにと、これは『甲斐捜査手記』の中でも異例の長さで書かれています。それで伴さんは〈青酸カリで試験した結果／帝銀事件を思い起こして考えて見るように／青酸カリは即効的のものであって／一回先に薬を飲まして／第二回目を一分後に呑まして／更に呑んだものがウガイに行って倒れた／状況は／青酸カリとは思へない〉と言っているのです。〈青酸カリはサジ加減によって時間的に／経過として殺す事は出来ぬ〉青酸カリというのは、例えば、たくさん飲めばすぐ効く、ちょっと飲んだらあとで効くというようなサジ加減はできないのだと言う。とのほうで効くように〈私にもしさせれば／青酸ニトリールでやる〉と言っています。

〈青酸ニトリールを呑ました場合は／青酸は検出出来るが／他の有機物は発見せぬ〉ということで、実際に解剖しても、青酸化合物というところまでは分かるけれども、実態は分からぬ。当時、報道では青酸カリだと既に言われていましたので、〈青酸カリと後で聞いたが私の実験の結果青／酸カリとは結果から思えない〉と伴さんは言っています。この証言のポイントは、登戸研究所の毒物開発責任者として人体実験の経験を有した伴さんが、帝銀事件は青酸カリではない、青酸ニトリールのほうが可能性として高いと言っている点です。杉山さんもさつき紹介したように、青酸カリでは危険で出来ないと言っているのは、多人数をいっぺんに殺害するときは、どうしてもちょっと早く飲んだり、遅く飲んだりする人が出てしまう。そうすると、すぐに毒が効いてきて、後から飲もうとしていた人が、すぐに人が苦しみだすから、飲めなくなってしまう。ということで、危なくてできない。だから杉山さんも〈青酸ニトリールを使ったのが正しい〉〈青酸ニトリールの方がやり良い〉という言い方をしています。

登戸研究所関係者からも3月から4月にかけて事情聴取が行われています。731部隊、六研関係者の捜査も続いている。皆さんのお手元の資料では、伴さんの回想が5ページから6ページにかけてありますね（卷末資料2）。最後の方はこちらのパワーポイントでは少し省略してしまいましたが、プリントには（卷末資料2）「自決用だと言って終戦の時にアンプルで2～3百本持ち出した」と書かれています。陸軍省と参謀本部の使いだという人が、アンプルで2～3百本、青酸ニトリールを持ち出した、と。青酸ニトリールを管理していた北澤さんもそのように証言をしています。



第4図「帝銀毒殺犯人捜査必携」

1948年6月25日警視庁作成。
(当館所蔵)

す。当時として非常に珍しいモンタージュ写真が使われています。当時はモンタージュではなくて「似寄り写真」と言っています。犯人はこんな顔だと書いてあります。色々とポイントが書かれているのですが、〈好男子〉と大きく書いてあります。〈一見医者〉とも書いてあります。〈50歳前後〉〈頭髪白髪混じり〉〈鼻筋が通っている（高くはない）〉〈五尺二,三寸〉〈中肉〉。実際、50歳前後で五尺二,三寸、中肉という人はいくらでもいるでしょうけれども、具体的に旧軍関係者と会って一人一人これに合うか調べているのです。「捜査必携」には、〈医療防疫、消毒含む、その他薬品取扱いに経験あり（軍の関係は特に）且つこれらの器具（下図参照）を引き続き持っていた者である〉ということで、下図にどんなものが載っているかというと、〈薬瓶、ケース、ピペット〉こういうものを使い慣れた人というのが特に強調されています。これ、結果的に言うと、平沢さんと全くあてはまらないのです。

(3) 平沢貞通の逮捕（捜査の急転回）

そうこうしているうちに、突然名刺班が類似事件での遺留品だった松井名刺を手掛かりに、平沢貞通さんを北海道で逮捕します。松井名刺というのは印刷されたのは100枚だとわかっているのですけれども、松井さん自身がまだ8枚持っていた。残る92枚のうち、62枚を捜査陣が回収しました。回収したということは、渡された本人が持っていたということですから、この人たちとはシロということです。さらに紛失したが、事件に無関係とみられたのは22枚で、行方が確認できないものが8枚であって、そのうち1枚が平沢貞通さんに渡っていたということなのです。

8月21日に平沢さんは北海道で逮捕されます。松井蔚名刺を持っていなかったから犯行を使ったのだということにされるのですが、実は平沢さんはこの松井蔚名刺はバッグごと盗まれ

この後、731部隊関係の捜査も続き、石井四郎本人からも警視庁は事情聴取をしています。これは後でお話いたしますが、青酸カリについて石井四郎は重要な証言をしています。

6月25日、藤田刑事部長は、軍の中で特殊任務関係者、ここに重点をおいて調べろという「帝銀毒殺犯人捜査必携」（第4図）というのを作らせます。これは原物を資料館で展示しています。捜査用のチラシで

たと証言していて（実際に盜難届けが出されている），また，自分がもらった名刺には，松井さんの住所がインクで書かれていたので，この残された遺留品の名刺とは違う，と主張しましたが，認められませんでした。事件当時のアリバイも不明確であること，過去に銀行に関係した軽微な詐欺事件を起こしていること，あるいは事件直後に被害額相当の金額を預金していることなどが非常に怪しまれました。しかし，どこからお金を手に入れたのだといつても，画家ですから，絵を売るということは当然あるわけです。ですから，確かにこれだけのこと挙げられれば，なんとなく怪しい感じもするのですけれども，決定的に欠けているのは，毒薬をどうやって手に入れたのか，ということです。それが全く分からない。

平沢犯人説は，当時警視庁の中でも疑問視されていました。これは名刺班が平沢さんを逮捕した翌日の新聞に，捜査一課長が—捜査の責任者です—「白七分，黒三分」とコメントしている。新聞でわざわざ捜査一課長が，白七分だと言っているということは，捜査陣の中でも，まあちょっとこれは無理筋じゃないのかというのが一般的な見方だった。それは確かに無理なのです。どうしてかというと，逮捕直後に東京でおこなわれた被害者の面通しで「犯人はこの人物[平沢]」と断定した人がいないのです。その時に「この人だ」と断言した人がいなくて，逆に「この人じゃない」と断言した人はいるのです。ですから，どうも面通しでは，はっきりしなかった。

ところが警視庁で一か月にわたる尋問が行われる。これは，検事が調書を取っているのですが，かなり無理な取り調べをした。一か月後，自白が始まるのですけれども，内容は不自然です。また，決定的に重要なのは，平沢さんには毒物の知識が全くないということです。最初の自白においては，使った毒薬は塩酸だとか言っている。胃酸と同じような塩酸を飲んでも，消化はよくなるかもしれませんけれども，死にはしないです。だから，そういう意味でも，知識はない。捜査によっても毒物の入手経路は判明しなかった。第二審の判決文を見ますと，平沢さんは元々持っていた青酸カリで犯行に及んだと書いてあるのですけれど，そんなものを，普通の人は元々持っていないですよ。青酸カリの入手経路は結局分からずじまいでした。毒殺事件の毒物をどのように入手したのか，もっとも肝心なことが解明できなかったのです。

(4) 捜査方針の大きな転換：捜査・裁判過程における毒物鑑定

捜査方針が大きく転換するのは，平沢さんが逮捕された後のことですが，注目すべきは，石井四郎が4月27日段階で毒物に対して，こういう所見を述べている。坂和と仲西，二人の刑事が石井四郎に面会します（巻末資料4）。〈青酸ニトリール〔の〕分子式は分るが自分の部隊では研究して／ないので効果は判らぬ〉。重要なのは次です。〈青酸カリは分量により時間的に生命を保持させられるか否か出来る 致死量多くすればすぐ倒れる 分量により五分～八分一時間三時間翌日／（之は絶対的のものである） 研究したものでないと判らぬ〉。

これは伴繁雄さんの意見と正反対です。つまり，石井は，青酸カリは，サジ加減で遅らせて

効かすこともできると言っているのです。さらにこういっている。〈俺の部下にいるような気がする 君等が行っても／言わぬだろう〉。石井四郎という人物の感じがよく判る発言です。〈九研は〉、登戸研究所のことを言っているのですが、〈九研は石井さんの反動部隊である〉と。これは刑事がこのように書いている。〈俺が〉、これは石井四郎のことですが、〈俺が行かなかつたので下ッパを集めて何かコソコソやっていたらしい〉。登戸研究所のことをだいぶバカにしている。それで〈何時でも俺の処へ来い 参謀本部にも手をまわしてやる〉、刑事に対して、分かっているは俺だけだというようなことを言っています。

そして、もう一つ重要なのは、平沢さんが逮捕された後、伴さんは9月6日に捜査会議に出席します。そして「帝銀毒殺事件の技術的及び所見」という土方博さんと連名の書類を出します。ここで実に驚くべきことに〈使用毒物は純度の比較的悪い工業用青酸カリで、入手の比較的容易な一般市販の工業用青酸カリであると断定する〉と述べているのです。つまり、最初、4月の段階で伴さんが言ったのと、全然違うことを同じ伴さんが言っている。捜査初期における使用毒物＝青酸ニトリール説を全く覆したわけです。この考え方は裁判の過程でも述べられています。伴さんという人は非常にまじめな人で、研究一途な人だった。だから、その時の雰囲気で言う事をコロコロ変えるような人物ではない。ところが、どうして伴さんはこんなに意見を変えてしまったのか。ここに一つの大きな謎があります。これは後からまた触れたいと思います。

(5) 毒物鑑定と犯人像との関係性

毒物鑑定と犯人像は非常に重要な関係性があります。青酸ニトリールは一般人には入手不可能なものです。どこかで売っている、というものではない。となると、犯行は特殊な毒物を入手可能な旧軍関係者であるとほぼ限定されます。青酸カリであれば一般人でも入手可能ですから、犯行は平沢さんでも可能という話になります。どういう毒物かと認定することは非常に大きな分かれ道になる。使用毒物が青酸カリと断定されたことが自白と併せて一自白も大きいのですがー、平沢犯行説、平沢さんを有罪、死刑に導いていく。となると、どうして伴さんはそこで大きく意見を変えたのか……、意見を変えたというよりも、どうしてそんなことを言わざるを得なかったのか、ということに注目しなければいけません。

3. 帝銀事件捜査と GHQ

(1) 占領政策の転換と G-2 の台頭

帝銀事件の捜査と GHQ とはどのような関係にあったのか、事件の背景に何があったのか。

1948年というのは、米ソ冷戦が激化し始めた時で、中国の国共内戦はだんだん毛沢東側が有利に展開し、翌1949年に中華人民共和国が成立し、蒋介石は台湾に逃れます。朝鮮半島では、この1948年に北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）と韓国（大韓民国）、二つの政権が成立します。まさに極東を巡ってアメリカ陣営とソ連陣営の対立が激化している。こういう中で、GHQ内の力関係も変化し、権力の中心が民政局（GS）・経済科学局（ESS）から、参謀二部（G-2）へ移っていきます。その参謀二部、G-2の責任者こそチャールズ・ウイロビーという人です。当時の日本の捜査機関は、一番上にG-2があり、民間諜報局（CIS）というところがあり、その下に公安局（PSD）があって、その公安局が警視庁を指揮している、こういう形になっています。ですから、一番上流にいるのが参謀二部、そしてそのトップにいるのがウイロビー准将ということになるのです。

それで、ウイロビーは何をやっていたのか。彼は、旧日本軍人を利用していました。民間諜報局の下に有末機関、これは有末精三という元参謀本部第二部長、第二部とは情報部です、有末は、中将までいった人です。この人は敗戦後、対連合国陸軍連絡委員長という役目に就きまして、1945年8月から46年6月まで連合国との連絡役をやる。そしてちょうど帝銀事件当時はどういう役目だったかというと、駐留米軍顧問だったのです。1946年7月から1956年12月まで。米軍顧問という役割を有末精三は果たしていました。これは、旧日本軍情報や戦後の旧日本軍人の動向を米軍に伝えるという役目です。

同じくこの民間諜報局の中に「歴史課」という、なんかちょっと似つかわしくない課があります、そこのトップを務めていたのが、元参謀本部作戦課長の大佐であった服部卓四郎です。この人は当時、第一復員局（旧陸軍省）の史実調査部長を務めたあと、厚生省引揚援護局の資料整理部長になります。史実調査部長とか資料整理部長というと、何か地味な、歴史家みたいな……私も歴史家ですけれども、仕事のように見えますが、これらが要するに何かと言うと、旧日本陸軍が持っていたソ連情報をアメリカに提供する、旧日本陸軍の軍事機密を米軍に提供するという役割なんです。

そもそも、この時期というのは戦時中の職業軍人は公職追放されている時期です。それが堂々と公職に就いている。これは特別扱いです。公職追放令には例外規定というのがあって、余人をもって代えがたい場合には旧軍人であっても公職についても良いとされていた。それを適用しているのです。参謀本部の元作戦課長だった服部さんはこのように米軍と結びついている。そして参謀本部の元情報部長であった有末さんも密接に米軍と結びついている。そして有末さんがやっていたことは、旧日本軍人を使って色々な諜報活動、つまり復員してきた兵隊、将兵が社会主義運動や労働運動をやっていないか、そういうようなことを調べる、そういう仕事をして、GHQに情報を提供していたのです。

(2) 731 部隊関係者の免責

帝銀事件の前年である 1947 年は、731 部隊関係者の免責が行われた時期です。実は 1946 年末にソ連から米側に石井四郎らの身柄引き渡しが要求されている。ここでアメリカ側は石井四郎たちを重要人物として確保しようとします。石井四郎も非常にしたたかな人で、戦犯免責を条件に、人体実験データの提供を石井四郎の方から申し出ている。それを受けたアメリカ側はヒルレポートというのを作りまして、アメリカ本国に 731 部隊員の保護を求めるレポートが提出されています。これは 1947 年 10 月から 12 月にかけてのことです。

そしてアメリカ本国は、すでに 1947 年 7 月 15 日の段階でアメリカ 3 省調整委員会、3 省というのは陸軍省・海軍省・国務省です。つまり、対外政策に非常に大きな影響力を持つ 3 つの省がその合同委員会で、731 部隊関係者の免責と秘密扱いを決定します。そして、8 月には生物戦データの価値は戦犯訴追よりも重要だと結論づけます。これは戦犯裁判をやっている最中です。一方で BC 級戦犯、A 級戦犯の裁判をやりながら、そういう裁判をやるよりも 731 部隊関係のデータはもっと大事だ、ということをこの 3 省調整委員会はアメリカ政府に勧告したことです。これは結局、731 部隊関係者を免責するという話です。免責の代わりにデータをアメリカ側がいただく。

それを裏付けるような話が、『甲斐捜査手記』にも出てきます。

(巻末資料 5) さっきの有末機関については、元 731 部隊の技師だった八木沢さんという人を捜査官が聴取して〈ソ聯に聞こえたら悪いが帝銀裏／日本クラブの二階有坂機関〉、これは、恐らく有末ですね、〈之が GHQ の命令により動いていて〉ということで、有末機関が明らかに GHQ の命令でいろいろとやっていると。〈人を集めるものである／此の有坂〔有末〕に聞けば軍の事は皆よく判る〉と八木沢さんは言っている。これまだ 4 月の段階の話です。

もうちょっと後になると、これ大事です。これもやはり元軍医大佐で 731 部隊にもいた早川さんですが、こう言っています(巻末資料 6)。〈最近に至って GHQ の吉橋と云ふ二世を通じて私達の身柄を／保証して呉れると米軍では申し若し米ロ戦争が開始された／際には身柄は早速米本国に移す事になっていると聴いている〉、これ 7 月の段階です。だいぶ捜査が進んでいた 7 月段階で、明らかに個々の 731 部隊関係者とアメリカ側が接触をしているのです。〈GHQ で調査された際関係者同志事件については絶対口外／せぬ様誓約したのであるから勘弁して呉れ〉と。これ、捜査官に「誓約」を理由に早川さんはこれ以上語らなかったと言うんですが、もうちょっとあります。〈生体解剖の件も戦犯にならぬ事が最近判ったので申した次第で／すと附言す〉と。さらに、〈GHQ では本件に関しては秘密を厳守するが〉、つまり GHQ では秘密を厳守するが、〈お前たち〉、つまり早川さんたちの方から、〈墓穴を掘るような事の／無様警察官の中にも共産党あり 警察官にも口外せざるとの事である〉、だから、捜査でも協力して話しちゃダメと念を押している。まあ結構早川さんは話しますけれども(笑)、それでも

このように話はダメだと GHQ から言われたというのです。それはなぜかというと〈何万かの部下を保護するためにも〉ということで、旧軍関係者の、何万というのはちょっと大袈裟かもしれませんけれども、要するに旧軍関係者を保護するためにも余計な事を警察官に言ってはダメだぞと。これは早川さん一人が GHQ から聞いたとは思えない。恐らく 731 部隊関係者、場合によっては登戸研究所関係者に対してもこういう話がされて、余計なことを言ってはいけない、秘密に関するることはとにかく GHQ からお達しが出ているのだから、警察にも言ってはいけないぞと、こういうことが『甲斐捜査手記』に記されている。ここが非常に重要です。7 月段階でこういう証言が明らかになったということは、8 月に平沢さんが逮捕されるわけですけれども、まさにその頃になって GHQ は旧軍関係の秘密事項について口外するなど動いているということです。

そして、有末・服部にも捜査官が近づきます（巻末資料 7）。8 月 6 日に服部卓四郎さんは、〈1644・南方防給〉、防給とは防疫給水部です、〈九研の三つが関係ありと思う〉。〈当局の見方と同じ〉、これは警察ですね。警察の見方と同じで、服部さんもこの三つが怪しいぞと言っている。〈石井部隊は GHQ の関係があったが／之を念頭にやるのが一番〉と、意味深長なことを言っている。731 部隊は GHQ との関係があるのでこれを念頭においてやれよと。九研の話もしたと出てきます。そして、たまたまその捜査官が服部さんと話している途中で有末さんが来て、〈軍の関係では防給がよいではないか〉と、こちらが怪しいと有末さんは言っているのですけれども、〈化学戦部隊と云ふと／習校である〉、これは習志野学校のことですね、〈服部有末は帝銀には（習志野学校は）関係ないだろう／と云ふ やり方が個人的でなく、部隊行動である／からである〉、こういう化学戦のところは部隊行動の訓練をやっているから、一人が誰かを毒殺するみたいなこととは関係ないだろうと言っているのです。そして、最後に非常に重要なことを言っている。有末は〈軍の秘密を聞くのは GHQ の関係で無理であろう／之を聞かずに似寄り写真〔モンタージュ写真〕から行ったが／よからう〉というのです。軍の秘密を追っていって、犯人に接近するというやり方は、GHQ の関係で無理だとハッキリ言っている。まだ点と線が繋がりませんけれども、恐らく有末さんを中心とした旧軍の有力者が、旧日本軍の軍人に、さっきの余計なことを警察にも言ってはいかんぞと工作しているのですね。7 月、8 月という段階で、にわかにこの有末機関を通じて旧日本軍人たちに余計なことを言うなよ！ という話が徹底されるようになった。恐らく、このあとの 9 月に伴さんの証言が変わると言うのも、こういう流れの中で、伴さんが急に思いを変えたというよりは、まさに旧軍組織を護るために話すなという事が、組織的に根回しされたからではないか。

(3) 米軍による登戸研究所関係者への調査・追求・免責

米軍機関が登戸研究所関係者には 1946 年から訊問をしているのですけれども、まだ 48 年の

4月の段階ではGHQに秘匿していることがありました（巻末資料8）。何を秘匿しているかというと、山田桜第二科長が、〈過般戦犯関係で進駐軍から調査された時は此の班〔6班、7班〕は除外し／表面に出さなかったのでそれから今後共其点特に注意して欲しいとの事〉これらの班は2班と関係しているところで、具体的には人体実験を指すと思われます。実際に毒物や細菌兵器を試験的にも使ったところです、これについては話してないと。〈なお三科〔偽札〕は紙幣の印刷などで対外関係であるので之又秘密にして貰いたい〉という事で、実は登戸関係でも4月段階では米軍に話していないことがあるので、そういうことも注意しておいてほしいと警察に言っている。

つまり研究成果の提供と引き換えに免責するということは、化学戦や細菌戦、捕虜を使った人体実験というのは通常戦争犯罪にあたり、戦犯裁判の対象となります。帝銀事件捜査中の6月末～9月はじめ頃の間にGHQは明らかに、有末機関などを通じて、あるいはGHQが直接介入して731部隊関係者や登戸関係者、この人たちを米軍側に囲い込んでしまうということをやった。なぜならば、これは戦後伴さんが手記に書いていることですが（巻末資料9）、〈昭和23年春〉あるいは〈伴も昭和23年4月にCIC（対敵諜報部）の呼び出しに応じ、郵船ビルを占拠していたGHQ・G-2に出頭し、秘密戦の全貌について詳細な取り調べを受けた〉と。この時〈山本〔第三科長の山本憲蔵〕の“ギブ・アンド・テイク”の相互関係による交渉の結果〉ということが記されている。まさにGHQと登戸関係者の間でギブ・アンド・テイクの関係がここで構築されたということですね。ですから、有末機関の動き、さらには米軍自身の動きによって、まさに1948年のちょうど帝銀事件の捜査が行われている時に、技術を持った人々は米軍側に繋ぎとめられていて、余計なことは話さないようにと、まさに“ギブ・アンド・テイク”，免責する代わりに余計な事は話さないようにという関係が作られたのではないか。

(4) 登戸研究所関係者の米軍への協力（秘密戦技術の戦後への継承）

朝鮮戦争（1950年～）のころから、登戸研究所第三科〔偽札関係者〕や伴さんたちは、米軍横須賀基地に集められてGPSO〔政府印刷物補給所〕という機関に所属することになります。これはまさに朝鮮戦争ですから、特にソ連の偽パスポートなどをつくる、そういう仕事を登戸研究所関係者にやらせる。これは実際にGPSOがあった場所は、横須賀の米軍基地、これ空母がありますね（第5図）。ここだったのです。これは、GPSOが最初にあった場所（第6図）、建物はまだ残っています。これ別に秘密に潜入して撮って来たのではなくて（笑）、ちゃんと堂々と許可をとって撮ってきたものです。

GPSOについてちょっと話しますと、中心人物は登戸研究所で偽札の責任者であった山本憲蔵さんです。この人がさらにアメリカに行くということになって、後任のチーフに伴繁雄さんが選ばれました。横須賀に勤務し、契約期間は10年ぐらいだったそうです。GPSOは30人ほ

どの規模で、登戸研究所の第二科、第三科関係者がいたということです。

1948年ぐらいから米軍は、自分たちにとって役に立つと思われる人たちの囲い込みに入つて、そして後にこのように実際に使ったわけです。これは、GPSOのメンバーの記念写真です（第7図）。「GPSO」の旗を持っています。この人（右から2番目）が山本憲蔵さんです。



第5図 現在の米海軍横須賀基地航空写真 2007年国土地理院撮影。（国土地理院所蔵）



第6図 GPSOが使用していた建物
2015年当館撮影。



第7図 GPSO メンバー
撮影時期不明。
(当館所蔵)

おわりに

実際に日本陸軍の秘密戦兵器・毒物と帝銀事件との密接な関わり、毒が何であったのか決定的なところは分かりませんが、しかし、明らかに筋立てというのでしょうか、青酸カリになる筋立てが途中から作られていったということは明らかです。

米軍による731部隊、登戸研究所関係者への免責と帝銀事件捜査への介入というのが、まさに時期的に符合する時にこれらが行われていたということです。

質疑応答

皆さまからご質問を伺います。

〔問1〕 [遺体解剖] 鑑定書がありますよね。慶應大学と東京大学の判断。慶應は6人全員が鑑定していますが、東大は1人しか鑑定していませんよね。その時に誤差というか、違いが [鑑定結果に] 出ていますよね。この辺は事件にはあまり影響なかったんですか。

〔山田〕 実はですね、解剖した場合、毒物が青酸カリであれば、そのことはある程度言えるのです。ところが青酸ニトリールであったとすると、解剖所見からは痕跡が何も出てこない。ですから、解剖した結果は、青酸カリであっても青酸ニトリールであっても、実ははっきりとした違いは出てこず、解剖結果は毒物が何であったかという決定的な証拠にはならないということになります。後から考えてみると困ったことが残ります。そういう、使った跡がよく分からないものとして青酸ニトリールはそもそも開発されたものです。つまり解剖したときに、これは何か特殊な毒薬だと分からないようにそもそも青酸

〔問2〕 2点ございまして、一つは「諏訪三郎」という名前が出てこなかったんですけれども、それについてちょっとお話しいただきたいのと、2000（平成12）年以降伴さんが告白というか、手記が出て大分状況が変わったと思うんですけども、さきほど先生の方でおっしゃられたように、なんで再審請求にそういったものが利用されていないのか、なぜ再審請求が進まないのか、その辺についてお話を伺いたいです。

〔山田〕 どうして再審請求の時に、伴さんの元々の知見が活かされなかつたのかというと、実は再審請求が行われていたころ、平沢さんは1987（昭和62）年にお亡くなりになるのですが、実はこの当時まだ有末さんは生きていた。有末さんはまさに旧軍人を陰で統括する立場であつて、伴さんといえども、やっぱり有末さんの目の黒いうちは言えなかつたのだと思います。

伴さんの本（『陸軍登戸研究所の真実』）がありますが、原稿は1993（平成4）年にできました。そこには人体実験の話も書かれている。なぜそんなところまで書いたのかというと、伴さんは本当に苦しんだと思うのです。人体実験をやってしまったのだということに苦しみを感じていて、それを言うに言えない状態。それが1993年にどうして解き放たれたかというと、その前年、有末さんは亡くなっている。これは大きいです。つまり、そういう重しがとれたのは、大きいことで、戦後の旧軍人たちが組織を守らなければダメなのだと、有末さんたちのような人たちに強く要求されて、それに従わざるをえなかつた状況というのが恐らくあった。しかも有末さんはバックにGHQ（のちには在日米軍）がいる。米軍顧問という役割ですから、陰で非常に大きな力をふるっていたと思われます。旧軍人たちの団体である「日本郷友連盟」という、旧軍人たちの組織があるのですが、有末さんは長らくそこの会長を務めて睨みを利かせていた。

諏訪さんという人は、私の話には出てこなかつたのですけれども。捜査二課を中心となつて秘密捜査班というのが出来ます。実はここはかなり特定の人物、諏訪さん〔元731部隊員と言われている〕という人を追つていて、まず間違いないというところまでいっていたというのですね。関係者によると。その時は所在不明で諏訪さんを捕まえることは出来なかつた。そうこうしているうちに、平沢さん逮捕という形になつてしまつた。秘密捜査班にいた人々は、捜査二課長を含めて、諏訪さんという人を最後の最後まで疑い続けていたようです。ですから犯人が旧軍関係者で、これはこの人に違ひないのではないか……という人がいたということです。警視庁も、捜査陣も手広く捜査していく、全く手がかりに行きつかなかつたわけではなくて、かなり重要なところまで接近していたことは確かですけれども、遂に最後の一歩を踏み出せなかつたということです

ね。それはやっぱり、旧軍人たちの秘密の隠蔽と、その背景にあったGHQの力ですね。

[問3] 真犯人のこの事件の目的は何だったんですか。

[山田] これは色々な説がございます。当初、刑事たちが考えたように物取りだと考るのが実は一番自然かなと私は思っています。なぜかというと、松本清張さんは、たくさんの人を毒殺すること自体が目的だったとおっしゃっているのですけれども。もし本当にそれが目的ならば、犯人はどうしてわざわざ危険を冒して、少額の小切手を換金しに行つたかということですね。事件翌日、奪ったたった一枚の小切手を換金しに行っている。もしこれが、警察の手回しがよければ、そこで逮捕される恐れがあったわけです。ですから、そうとうお金に困ってなければ、そんな危険を冒してまで小切手を換金しに行くということは恐らくないです。ですから物取りであるという事は確かだと思う。しかし、その他に何か目的があったのかといわれると、物取りだったらこんな大がかりな事をしなくとも、同額のお金を得ようとすれば、もっと別の手段があつただろうと言う意見も当然出てくると思います。非常に用意周到です。ですから思いついてできる犯行ではないですし、社会的に与える影響も大きい。だから、物取りプラス……なんていうのでしょうかね、殺人と世間を騒がすということに異常な関心を持っている人ということが言えると思うのですけれども。もちろんこれは、はっきりとしたことは言えません。しかし物取りの線が消えないということも確かです。

[問4] 二つありますて、一つは松井名刺というのはあくまでも安田銀行で残した物的証拠であって、その安田銀行と帝銀事件との関わりが無ければちょっと変な話だなあというのが一つ。それから、二つ目は、GHQの事で、石井四郎さんの時に生物戦データの価値は戦犯訴追よりも重要だと。それで石井四郎さんというのは、その時はそれなりの立場にあった人ですから、そんなに細かい実験をやるとか、こういう生データをあんまり……まあ部下がやるという事はあるんでしょうけれど、そうすると、膨大な物理的資料、紙の資料なんかを持ってそれをGHQに提示したという事なのか、あるいは石井四郎氏の頭の中だけで話をされたのか。その辺はいかがでしょうか。

[山田] 二つとも、大変重要なご指摘です。まず松井名刺ですけれども、これが帝銀事件の唯一の物証と言われている物ですけれども、厳密にいと帝銀事件の物証ではなくて、最初の未遂事件の物証です。確かに非常に類似しているのは間違いないのですけれども、帝銀事件本体の物証ではないものを決め手として平沢さんは逮捕されたということになりますので、そういう点でいうと、きわめて強引な捜査手法であると。これはすでに指摘されていることですが、当時まだ旧刑事訴訟法が有効な時代で、物証よりも自白こそ

が証拠の王様であるという考え方方が強くありますて、とにかく自白させれば勝ちであるということです。様々な物証や証言は、自白を導き出すための手段という位置づけにされているので、現在だったら未遂事件の物証で本件を有罪判決まで持っていくというのは、極めて難しいことだと思います。

それから石井四郎がGHQと取引をして、戦犯を免れるということですが、おっしゃる通り、石井四郎が細かなデータを持っているわけではありません。しかし石井四郎という人は、若いころからコーディネーターに徹していた人です。つまり、この問題はこの人が研究しているというのを、非常に詳しくおさえている。ですから、当然GHQにも生データを提供するというわけではなくて、731部隊の人脈を洗いざらいGHQに教える事によって、具体的なデータはここからとりなさいと。ただ、自分の存在を忘れてもらっては困る。そういうまさにコーディネーターとしての石井四郎の存在、これがあつてこそ731部隊という見方です。それでさっきの取り調べ……というか、捜査官に対する言い方も、何でも俺に聞けみたいな言い方で、ある意味非常に自己顯示欲の強い人ですし、まさにそういう自分の存在というのを売り物にしてGHQと取引をした。そういう意味では、非常に交渉能力に長けた人物であったと言えます。

〔問5〕 帝銀事件の目的について、単純な物取りだけと考えるのは、何かの都合によってお金に困った人が換金に行ったかもしれませんけれども、ただ、とても気になるのが帝銀事件の前に2件類似事件があって、最初の事件では実害がなかったわけですよね。それが前年の秋口だったと思いますけれど、何らかの薬品に…そこは想像になってしまふんですけども、ある程度何かの改良が加えられて帝銀事件に使ったのかなあという思いもしますし、その辺が非常に不思議な事件だなあと思っております。

それと、どこまで本当か、私も伝聞の話を読んだだけですが、戦後、法務大臣の中には死刑の執行のリストを見ても、平沢さんを先送りにしていた事を考えれば、戦後の大量毒殺事件で逮捕して死刑を確定までしながら、結局、悲惨な話ですが見殺しまでてしまっている、その事実が逆に何か真犯人は別にいるという事を感じさせるなど。今となっては中々分からぬところもあると思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

〔山田〕 捜査に不満があったのは捜査陣そのものだったと思います。今回検証に使った『甲斐捜査手記』がどうして現在再審弁護団にあるのかという事実を考えてみても、本来、これは捜査資料ですから、検察側にあってもおかしくないものです。それが弁護側にある。これはやはり、当時、毒物と旧日本軍関係を調べていって、それなりにこの辺りじゃないかと目星をつけていた捜査官の主流派と言いましょうか、毒物関係捜査官、さっきの刑事の意見分布でも、かなり多くの人たちが旧日本軍関係で間違いないと考えているわ

けです。そこに全力投球して、これは大変な努力です。全国駆け巡って、それで不眠不休で捜査して、一人一人白黒つけていくという作業をやっていたところ、訳がわからないうちに軍の秘密のことはやらないようにという流れになってしまって、非常に悔しい思いをしたと思います。その結果、捜査一課の毒物班、それから捜査二課の秘密捜査班、みんな非常に不満を抱えたままの幕引きとなる。事件そのものが幕引きとなり非常に後味が悪い。どうして『甲斐捜査手記』が弁護団の手に渡ったのか、正確な経緯はわかりません。詳しいことは私共は知らないけれども、普通そんなところに渡るものではないわけです。それから、元捜査二課の成智英雄さんも手記を残していて、やはり非常な不満を残している手記です。捜査陣の中からもこれはおかしいという声があり、それは色々な形で伝わります。検察が強引に平沢貞通有罪と持っていましたところがありますから、いろいろ不完全燃焼で。それからGHQの介入など色々な事があって、関係者の中でも平沢さん死刑ということで決着をつけることに対して不満があったのが反映して。実際に死刑の恐れがあった時期もありましたが、それでも最後踏みとどまったのは、当時関係者がずいぶんまだ存命だったということです。まさに捜査の第一線にいた人たちもいて、いろんな形でそれが伝わったのだろうと思います。もちろん平沢さんを救援しようと、多くの人が献身的な努力をされたということがもちろんベースにありますけれども、捜査陣の中にも、やはり割り切れないものが相当強く残っていたと思います。

〔問6〕『甲斐捜査手記』が流出した時期はお分かりでしょうか。

〔山田〕よくわからないです。再審弁護団には分かっていることだと思うのですが、そのあたりは私共もお伺いはしたのですが、ハッキリしたことは分からぬ。もちろん不正な方法で弁護団が手に入れたわけではありませんが、明らかにこれは甲斐さんご自身の意思が働いていたと思います。捜査手記は決して公文書ではありません。私文書です。日本の役所にはこういう手の文書がたくさんあります、一番肝心なことは公文書に書かないで私文書で保存されていて、それが消されてしまったりするのですけれども、恐らく甲斐さんが退官されて、責任を問われるということがなくなった時に弁護団に提供されたものだと思います。恐らくいろんなことに配慮して、敢えて明確な時期を弁護団は公表されていないのだと思います。

〔問7〕帝銀事件の前に未遂事件が二つあったという事ですが、どうして未遂で終わったのか教えていただきたい。

〔山田〕先ほどのご質問もありましたが、帝銀事件のリハーサルなのか、それとも技術が未熟だったのか、はっきり分かりません。単独犯なのか、複数犯なのか。最初、捜査陣は

黒幕がいるとか、協力者がいると捉えているところをみると、すべて一人の人がやったかどうかはよく分からぬですね。ただやり方が非常に、ある意味洗練されてきたということは確かです。ただ未遂事件と帝銀事件の決定的な違いは、実際に未遂事件では何のものを飲ませてはいるのですが、効果を出さなかった。それは毒薬の量が少なかったのか、そもそも毒ではなかったのか、そのあたりもよく分かりません。つまり、何の人的被害も出なかったので、銀行でもそれをちゃんと届けるとか、警察の方でも物証をちゃんと保管するという事もやっていないのです。ようするに軽微な事件、あるいは不可解な事件としてしか扱っていない。もう少し、未遂事件と帝銀事件本件の関係をきちんと洗い直される必要があると思います。つまり、そもそも洗い直すと、松井名刺で起訴まで持つて行くというのが妥当であったのかということにも繋がります。犠牲者が出なかった事件について、犯人が未熟であったのか、それとも別の目的があり、敢えて毒殺に至らなかったのか、それはよく分からぬです。毒殺に至らなかったのは偶然なのか、そもそも純然たるリハーサルで人を殺さない範囲でやってみるということだったのか。今となっては全く調べようのないことです。最初からこれは一体の事件として捉えられているということなのです。ですから、厳密に考えれば、未遂事件と本件の関係はもっと詳しく調べられて然るべきだった。ところがあまりにも未遂事件も物証がなさすぎる。まあ名刺一枚はあるのですけれども、ただそれだけ。不十分な捜査であったと言わざるを得ないです。

それでは大変長い時間お聞きいただきましてありがとうございます。これは非常に難しいテーマではあるのですけれども、残された『甲斐捜査手記』から何が読み取れるのかというのは、実は今回の企画展だけで完結した問題ではありません。『甲斐捜査手記』には、まだまだ私たちが知らないことが埋もれています。膨大な資料ですから。今回、学芸員の塚本さんを中心に頑張って、これ本当に読みづらいですよ、『甲斐捜査手記』って。普通に読んだら全然読めない。それを読み解いてくださいましたので、ある程度の事が見えてきましたが、さらに新しいことが分かって来るのではないかと期待しています。また結果が出ましたら改めて皆さんにお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料

【資料 1】『甲斐捜査手記』第 4 卷（1948 年 4 月 14 日 捜査本部意見聴取）

七、小林

1、犯行の方法スパイの使用方法等から考えて

軍関係 六、九、習校（九研について／（多摩部隊も合わせてやりたい）／（さらにやりたい）特務機関員では毒物の知識なし／（上級者は可、下級者では毒の性質は判らぬ）

九、坂田刑事

1、軍関係ありと思う 現場手口より見て度量の据った薬物と関係の深い人間で外地に
関係ある部隊／之を掘り下げれば可と思う

2、地取りは之以上やつても無駄（土地の協力は強い）[228 頁] [中略]

一八、小川

1、復員軍人の犯行と思う 九研をやっている

2、九研の二課 [科] をやっている之を徹底したら四課 [科] をやる予定

各大学法医学教室の医師でない者 雑役／をやって見た方がよいと思う [231 頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第 4 卷（帝銀事件再審弁護団所蔵）

228・231 頁。／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料 2】『甲斐捜査手記』第 5 卷（1948 年 4 月 26 日）

(一) 小林・小川

[4 月 21 日から] 長野県下へ出張しての捜査結果 [中略]

元陸軍技術中佐 [少佐] 伴繁雄 43 [中略] [1 頁]

[九研での] 毒物合成は個人謀略に用いる関係上死後原因が／一寸掴めぬような毒物を理想と
して研究し／中には成功したものもあった（青酸ニトリール）[中略] [2 頁]

青酸ニトリールは／青酸と有機物の合成に／九研が特殊なものを加えて作った

服用後胃の中に入つてから／三分から七、八分経つと／青酸が分離して人を殺す（致死させる）

青酸ニトリールは／液体で透明／味は喉をやく／のような刺激はあるが臭味／はない

一回一人分 2cc のアンプルに入つてゐる

伴は昭和十六年五月二十二日から人体実験をした

南京病院／多摩部隊の本部になつてゐる

課長 佐藤少佐の指揮で [3 頁]

実験を始めた

初めは厭であったが馴れると一つの趣味になった／（自分の薬の効果を試すために）

相手は／支那の捕虜を使って／相手が試験官を疑うので擬装して行なつた

例えば／紅茶の中に／青酸加里を入れて呑ました場合

試験官と一緒に／俺が先に呑んで見せるから心配しなく／とも良いから呑めと云ふてやった
捕虜の分のは予め茶碗に満たさせておく／又は給仕が予め茶碗に入れて来て／各自に出してくれる（入れない印のあるのを／捕虜に与える）

斯様にして呑ました

注射は／万年筆様でキャップをとる／と針が出る その針で着物の上から刺す／ような仕組になっている／（之は主としてハブの毒／一呼吸で倒れる [4頁]

針を抜かない裡に倒れる

屍体はすぐ解剖して研究の材料にした

私は（伴曰く）／何回となく実験を行って／青酸系の毒物の死に方は／全身をノバして「ケイレン」をおこす／（仰向けに倒れる）／死に顔は青酸特有の死に方である／解剖して見ると／青酸の場合は死後も血液が／鮮紅色を呈している

私〔伴繁雄〕は／青酸加里で試験した結果／帝銀事件を思い起して考えて見るように／青酸加里は即効的のものであって／一回先に薬を呑まして／第二回目を一分後に呑まして／更に呑んだものがウガイに行って倒れた／状況は／青酸加里とは思へない／青酸加里はサジ加減によって時間的に／経過さして殺す事は出来ぬ／私にもしさせれば／青酸ニトリールでやる [5頁]

青酸ニトリールを呑ました場合は／青酸は検出出来るが／他の有機物は発見せぬ（検出出来ぬ）
伴曰く／人体を解剖した結果／どの人の身体も胃から加里分を検出／するのが通常である
伴曰く／事件当初に於て／新聞に警視庁の鑑識課が／青酸化合物と云った これは至当な言／
であると私は思ふ

青酸加里と後で聞いたが私の実験の結果青／酸加里とは私の実験の結果からは思えない

青酸ニトリールの流れ

之を管理していたのは（九研に於ける）

長野県上伊那郡中沢村下剋区

二課二班 技師 北沢隆次 40

終戦当時／陸軍省と参謀本部／の使いと称し自決用に青酸ニトリール [6頁]

をくれと言って／二回に亘って二，三百本持出して行った／今考えて見るように之を持って行って自決した／者はない

私は今でも流れが疑問であって困る／（今でも疑っている） [中略]

色々本症情を教えながら絶体ニトリールであると伴は言っている [7頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）1～7頁。／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料3】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月26日）

[小林・小川の捜査報告]

杉山曰く

青酸加里では危険で出来〔ない〕から青酸ニトリール／を使ったのが正しい
若し青酸加里を使ふ場合／よく青酸加里の特徴を研究した大家か／若くは全然素人がやる以外
一般化学者／はそう云う即効性のもので十六人も殺す／事は出来ない（危険で）
青酸ニトリールの方がやり良い

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）8頁。
／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料4】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月27日）

(二) 坂和一仲西

(1) 石井四郎に面会

アセトンシアンヒドリン〔青酸ニトリール〕

分子式は分るが自分の部隊では研究して／ないので効果は判らぬ
アンプルを終戦当時持つて行ったものや効果は／調べてやる／一口に言って毒ガス
青酸加里は分量により時間的に生命を保持させられるか否か出来る 致死量多くすればすぐ倒
れる

分量により五分—八分 一時間三時間翌日／どうでも出来る（之は絶対的のものである）

研究したものでないと判らぬ

ソ聯に包囲された時の自決用に／富永の部下軍医中尉二人が貰いに来た [25頁]

ドラムカン半分位分けてやった／俺の方でもそんな事があった／二時間半位やった（話をした）
俺の部下にいるような気がする 君等が行っても／言わぬだろう

一々俺らの処へ聞きに来る／十五年二十年俺の力で軍の機密は厳格で／あるので仲々本当の事
は言はぬだろう／俺が真から言ふているを信じてないだらう 極力協力しているが非常に忙し
い（一時間も話をした仕末で——）／參謀本部も手を廻して聞いてやる

九研は石井さんの反動部隊である／（俺が行かなかったので下ツバを集めて何かコソコソやっ
ていたらしい）／何時でも俺の処へ来い

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）25
- 26頁。／は原文の改行。下線は原文で右傍線。〔 〕内は山田の補足。

【資料5】『甲斐捜査手記』第5巻（1948年4月27日）

(三) 留目一金沢 [26頁] [中略]

軍の事をやっているようだがそれには／GHQの会合があった／ソ聯に聞いたら悪いが帝劇裏
／日本クラブの二階有坂機関（參謀本部の中将）[有末か]／之がGHQの命令により動いて
いて／人を集めるものである [27頁]／此の有坂に聞けば軍の事は皆よく判る [28頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第5巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）26
- 28頁。／は原文の改行。下線は原文で右傍線。〔 〕内は山田の補足。

【資料6】『甲斐捜査手記』別巻（1948年7月26日）

元軍医大佐 早川清 [256頁] [中略]

生体解剖に就て

帝銀事件が発生した頃は未だ進んでいなかったけれども [256頁]／最近に至ってGHQの吉橋
と云ふ二世を通じて私達の身柄を／保障して呉れると米軍では申し若し米日戦争が開始をされ
た／際には身柄は早速米本国へ移す事になっていると聴いている。／細菌戦術の優れた点も幾
分認めて居るらしい。[中略]

当時使用した薬物方法（詳細）・人員等につき聞くに／

GHQで調査された際関係者同志本件については絶対口外／せぬ様誓約したのであるから勘弁
して呉れとの事で語らなかった

生体解剖の件も戦犯にならぬ事が最近判ったので申した次第で／すと附言す（GHQでは本件
に関しては秘密を厳守するがお前達の方から墓穴を掘る様な事の／無様 警察官の中にも共産
党あり 警察官にも口外せざるとの事である 何万かの部下／を保護する為にも）

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』別巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）255 -
257頁。／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料7】『甲斐捜査手記』第8巻（1948年8月6日）

元参本作戦課長／元大佐 服部托 [卓] 四郎 46.7／現在資料整理部長をしている

石井部隊／防給関係なら ・石井部隊 [中略]

◎服部の言／・一六四四／・南方防給部／・九研／の三ツが関係ありと思ふ／当局の見方と同じ

石井部隊は関東軍直属／陸軍省の配下で参本に連絡はあった／が命令は出さぬ

石井部隊はGHQの関係あったが／之れを念頭に置いてやるのが一番

九研関係の話もした [中略] [98頁]

(2)話最中に／有末中将／が来た 同人は [住所一中略]／参本作戦第二部長／有末清 [精] 三

52.3

G H Q の嘱託でなく復員局の嘱託であった

日本クラブにいて／復員局の出店があり／此処に連絡がある 取次をやっていた

同人とも話して見た

過去の新聞から見ると／軍の関係では防給がよいではないか／と言う

特務機関も連絡はあるが軍に配属／がある

支那に十九年春から特務機関は廃止した [99 頁] ので其後はない／最後にやっていたのは抑留されているだろう／機関長から入って行くより他にない

(3) 化学戦部隊と云ふと／習校である／服部有末は帝銀には関係ないだろう／と云ふ

やり方が個人的でなく、部隊行動である／からである

有末は軍の秘密を聞くのは GHQ の関係で無理であろう／之を聞かずに似寄り写真等から行つたが／よからう [100 頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』第 8 卷（帝銀事件再審弁護団所蔵）98-100 頁。／は原文の改行。下線は原文では右傍線。〔 〕内は山田の補足。

【資料 8】『甲斐捜査手記』別巻（1948 年 4 月 14 日）

小林組

元九研二課 [科] 長 山田桜 48 [95 頁] [中略—九研の組織及分担] ／ [96 頁] [中略] ／
特殊班

◎第六班長 久葉某 [住所、勤務先—中略] ／第七班長 池田某

朝山は六班に所属し久葉の助手をしてゐた 此の特殊班は／第二班で研究した事の実施を担当す

過般戦犯関係で進駐軍から調査された時は此の班は除外し／表面に出てなかつたので其れから今後共其点特に注意して欲しいとの事／尚第三課 [科] は紙幣の印刷等で対外関係があるので之又秘密にして貰い／度い [97 頁]

出典：捜査一課係長・甲斐文助『帝銀事件捜査手記』別巻（帝銀事件再審弁護団所蔵）95-97 頁。／は原文の改行。〔 〕内は山田の補足。

【資料 9】GHQ 召喚時の様子を語る「伴繁雄手記」

[登戸研究所と GHQ の接触の第一歩は] 昭和 23 [1948] 年春、登戸研究所第三科長山本憲蔵が、対支経済謀略としての偽札工作の責任者として、GHQ・G-2 に召喚され、長期間の取り調べを受けたことに始まる。

伴もこれと前後して [昭和] 23 年 4 月に CIC (対敵諜報部 [対敵防諜部]) の呼び出しに応じ、

郵船ビルを占拠していたGHQ・G-2に出頭し、秘密戦の全貌について詳細な取り調べを受けた〔中略〕。G-2はCIS（民間諜報部）と協力して登戸研究所の全容を把握し、山本のいうところのいわゆる“ギブ・アンド・テイク”的相互関係による交渉の結果、米軍に偽造に関する過去の経緯・技術と成果を体験的に説明したため、最初の出頭の段階で、米側の協力の求めに応じたのであろう。〔中略〕

昭和23年春、山本大佐はGHQ・G-2に召喚されたが、予想に反し、すこぶる紳士的な態度で接せられ、米国にとって偽造工作という新しい「技術とノウハウ」の提供を求められた。

出典：「伴繁雄手記（手書き）」（原本・当館所蔵）。〔 〕内は山田の補足。

〔参考文献〕（筆者名五十音順）

海野福寿・渡辺賢二ほか編『陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発—』（青木書店、2003年）

遠藤誠『帝銀事件の全貌と平沢貞通』（現代書館、2000年）

木下健蔵『消された秘密戦研究所』（信濃毎日新聞社、1994年）、増補改訂版『日本の謀略機関 陸軍登戸研究所』（文芸社文庫、2016年）

常石敬一『謀略のクロスロード：帝銀事件捜査と731部隊』（日本評論社、2002年）

伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』（芙蓉書房出版、2001年、新装版2010年）

山田朗・明治大学平和教育登戸研究所資料館編『陸軍登戸研究所〈秘密戦〉の世界』（明治大学出版会、2012年）

吉永春子『謎の毒薬：推求帝銀事件』（講談社、1996年）

渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』（吉川弘文館、2012年）

〔追記〕

本稿は、2018年12月15日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展講演会「帝銀事件と陸軍登戸研究所—捜査手記から明らかになる旧日本陸軍の毒物研究—」の書き起こしに加筆・修正したものです。